

# 町有地公売実施要領

徳之島町総務課財産管理係

## 町有地公売実施要領

### 1. 公売物件

亀津相撲場裏町有地

住所 徳之島町亀津字大船町 7651-3

地目 宅地

面積 50.72 m<sup>2</sup>

都市計画区域内

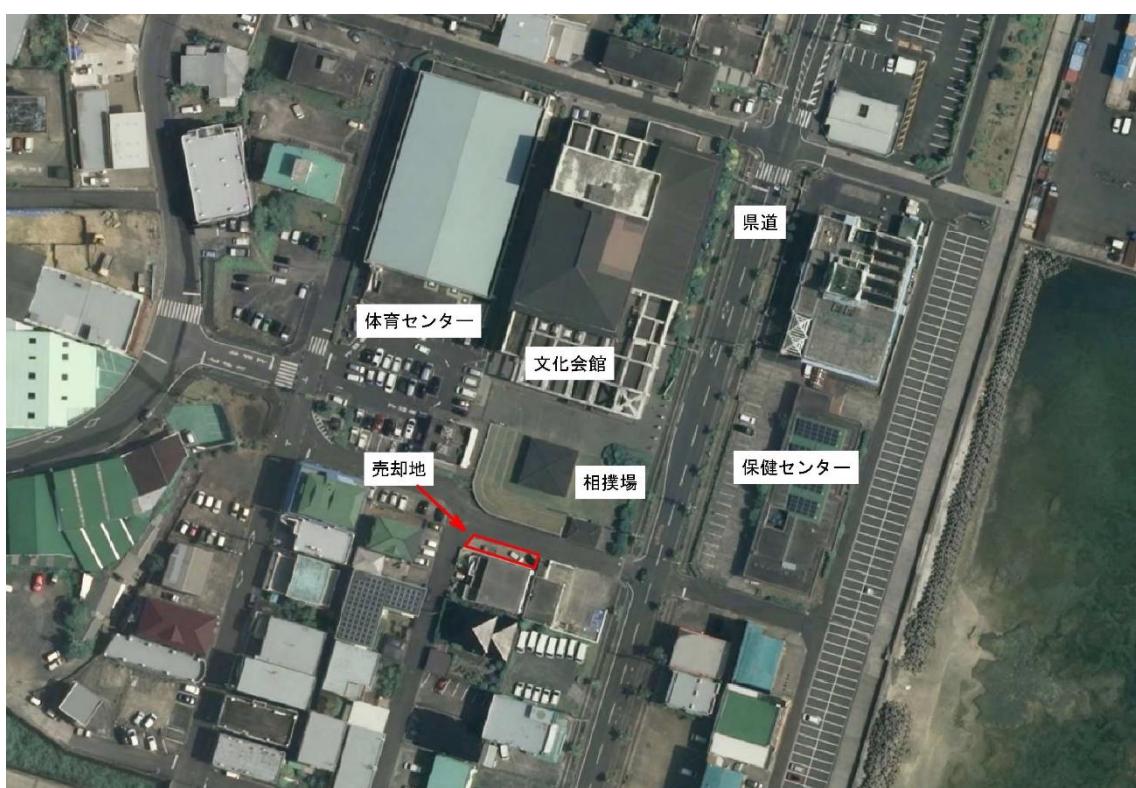
用途地域指定なし

建ぺい率 70% (角地緩和 80%)

容積率 400% (道路制限 360%)

最低公売価格 1,000,000円

※コンクリート舗装済み



## 2. 売却方法 一般競争入札

### 3. 入札参加要件

- (1) 成年被後見人、被保佐人、準禁治産者及び破産者（復権を得た者は除く。）でないこと。
- (2) 町税等の滞納がなく、売買代金の支払い可能な個人（共有名義の申し込みは可）又は法人
- (3) 1世帯（法人）につき1件の入札に限ります。
- (4) 落札後の契約及び登記は、申込者の名義で行います。したがって共有にされる場合は共有者全員のお名前と持分割合を入札参加申込書にご記入ください。  
**共有者が別世帯の場合は一親等以内の親族に限ります。※共有は個人に限ります。**

### 4. 入札参加できない者

前記「3. 入札参加要件」に該当しても、下記のいずれかに該当する場合は入札に参加できません。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を有しない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に該当する者
- (4) 町税等を滞納している者
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者
- (6) 徳之島町暴力団排除条例により制限されている者
- (7) 会社更生法に基づく更正手続き開始を申し立てている者、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者
- (8) 風俗営業等公序良俗に反する用途に供しようとする者

### 5. 入札方法等

#### (1) 入札方法

別添「町有地公売入札書」に記入の上、下記入札日に持参のこと。

(郵送等は不可)

代理人が入札を行う場合は委任状を持参すること。

#### (2) 必要書類

個人：住民票（外国人の方も住民票が必要です。）

法人：商業登記簿謄本

**入札日の前日までに徳之島町町税等の納入確認書を提出すること。（様式は総務課にあります。）**

※共有名義による申込の場合は、申込者全員分の書類が必要です。

(3) 競争入札の日時及び会場

令和 8 年 3 月 3 日 (火) 午前 9 時

徳之島町役場 4 階会議室②

6. 売買契約及び代金の支払方法

売却決定となった方は、町と売買契約を締結し、売買代金は契約締結の日から 60 日以内に町が発行する納入通知書により納めていただきます。

(1) 売買契約に必要なもの

- ① 印鑑登録してある印鑑（実印）
- ② 印鑑証明書（法人も含む）
- ③ 収入印紙（契約書貼付）
- ④ その他町が提出を求めた書類

(2) 所有权の移転等

- ① 売買代金の納入があった時に所有權が移転するものとし、同時に土地を引き渡すものとします。
- ② 土地の引き渡しは、現況での引き渡しとなります。
- ③ 所有權移転登記の嘱託は町が行います。
- ④ 所有權移転登記に必要な登録免許税は買受人の負担となります。

7. 契約の解除

次の場合は契約を解除します。

- (1) 売買代金を指定日まで納入しない時
- (2) その他契約に違反した時